

社団法人建設コンサルタンツ協会は、昭和38年に発足し今年創立40周年を迎えました。協会の主要な活動である国交省各地方整備局、都道府県等発注者との意見交換会もことし20回目を数えました。そしてその会議の最も重要なテーマは「技術力によるコンサルタントの選定」です。

それまでの公共調達、会計法(明治22年)および予算令(昭和22年)により一般競争を原則としつつ、指名競争入札による予定価格を下回る最低入札者と契約するというのが大原則でありながらも、昭和34年、官公庁の建設コンサルタントの選定については、「土木事業にかかわる設計業務等を委託する場合の契約方式について」(建設省事務次官通達)により「委託契約を締結する方式は、原則として、随意契約によるものとする」とされました。その

後、発注業務の増大に伴い、随意契約のわずらわしさからか、また価格競争というわかりやすさからか、昭和45年「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(建設省地方厚生課長通達)により建設コンサルタントに一般競争・指名競争参加資格申請が義務付けられることとなり、いわゆる価格競争による建設コンサルタントの選定が定着したものと考えられます。

平成元年建設コンサルタントの中長期ビジョンである『ATI構想』(建設省)では「技術競争市場の育成には発注者において適正な企業選定が行われることが肝要」とし「建設コンサルタントの技術情報等の適切な管理、指名企業の厳選、さらにはプロポーザル方式や随意契約の活用が必要」とされました。

また、平成5年GATT政府調達協定を受け、平成6年「公

C o n s u l t a n t s

技術競争時代の土俵づくりを



古市尚義

社団法人 建設コンサルタンツ協会/総務部会長

共事業の入札・契約制度の改善に関する行動計画」が閣議了解され、さらに、平成12年、多くのコンサルタントが不公正取引に関する排除勧告を受けたことを契機に、建設省は「設計・コンサルタント業務入札契約問題検討委員会 中間とりまとめ」を発表しました。これにより国レベルではプロポーザル方式の採用が着実に増加してきています。しかしながら国レベルではともかく、地方自治体についてはこれからか、あるいはほとんど考えていないというのが実状です。

いっぽう協会の会員数は昭和38年協会設立総会時21社でしたが、10年後の昭和48年には5倍の95社に、40周年の現在では25倍の512社に急増しました。初期には発注者業務の一部である設計等の外注を受ける役割を、その後近年には発注者業務を支援するパートナーとして役割

を担ってきました。今年5月に発表した『建設コンサルタント21世紀ビジョン 改革宣言』(協会 新ビジョン特別委員会)では、国土マネジメント・ライフサイクルマネジメント・事業執行マネジメントにおいて発注者を支援しあるいは発注者に代わってその役割を担う「21世紀の社会資本整備をリードする建設コンサルタント」でありたいと述べています。この責任を負い、果たすためにはいわゆる談合、ダンピングからの訣別が必須であり、またこれらを誘発しがちな価格競争入札から解放され、本来の「技術力によるコンサルタントの選定」へ移行されなければなりません。コンサルタントの存在が社会に高く評価され、そこに働く人たちがこころ豊かに活躍できる土俵づくりのための協会活動でありたいものです。40年近く前にコンサルタント界に身を投じたわたくし自身も。